

# 令和3年度改正関係資料 (納税環境整備関係)

## 税務関係書類における押印義務の見直し（令和3年度改正）

### 【状況】

- 現在、政府全体の方針として行政手続における押印義務の見直しを進めているところ。

（参考）「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）

各府省は、・・・国民や事業者等に対して・・・押印を求めているもの・・・について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正・・・を行う。

### 【改正後】

- 上記方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、原則、押印義務を廃止する（令和3年4月1日施行）。

（注）今般廃止される「押印」と同等の意味合いしかないと考えられる「署名」（具体的には「署名又は押印」を求めて認印を許容している国税関係書類）についても、本見直しの趣旨を踏まえ、同様の見直しを行う。

- 他方で、現行、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めている税務関係書類については、引き続き押印・印鑑証明書の添付を求めることとする。

（注）上記の書類で、現行法令上、押印・印鑑証明書の添付を求めることが明記されていないものについては、明確化する。

### 【改正後のイメージ】

	税務関係書類の分類	押印の要否
原則	(1) 全般 具体例：確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書	不要
例外	(2) 担保提供関係書類 具体例：不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書	要
	(3) 遺産分割協議書 具体例：相続税・贈与税の特例における添付書類	

（注1）上記のほか、国税の犯則調査手続における質問調書等への押印について、刑事訴訟手続に準じた取扱い（押印義務を存置）とする。

（注2）上記の見直しによって押印が不要となる国税関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。

# 電子帳簿等保存制度の見直し（令和3年度改正）

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化する観点から以下の見直しを行う（令和4年1月1日以後適用）。

## (1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

信頼性の高い電子帳簿についてはインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、正規の簿記の普及とペーパーレス化に資する観点から、電子帳簿等保存制度について、以下の措置を講ずる。

	改正前	改正後
①	○ 電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要。	○ <u>承認制度を廃止</u> し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。
②	○ 電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 イ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ロ モニター、説明書等を備え付けること	○ 所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿 <sup>(※1)</sup> について改正前の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、 <u>その電子帳簿（優良な電子帳簿）に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する</u> <sup>(※2)</sup> 。 <small>(※1) 所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿とする。 (※2) ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税対象が含まれる場合には軽減しない。</small>
③	○ ②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、紙を印刷して保存。	○ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件（改正前のロ及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることの要件）の満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。）についても、 <u>電子データのまま保存することを可能とする</u> （紙を印刷しての保存は不要）。

## ○ 青色申告特別控除の取扱い【改正前の青色申告特別控除制度】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①電子帳簿保存又は②e-Taxによる電子申告をしている者	左記以外の者
控除額	55万円	65万円	10万円



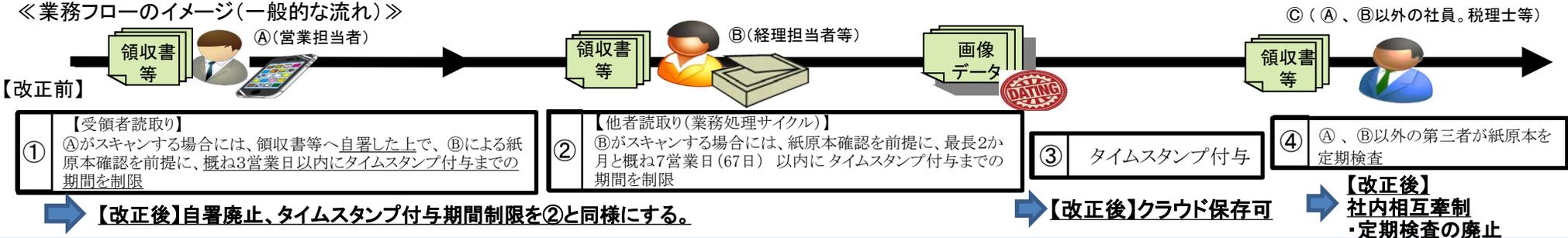
【改正後】上記の電子帳簿等保存制度の改正後は、上記の青色申告特別控除65万円の①については、優良な電子帳簿の場合に適用され、それ以外の電子帳簿の場合には適用されない。※貸借対照表の添付等の要件は充足している必要

## (2) スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度(スキャナ保存制度)については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を講ずる。

	改正前	改正後
①	○ 取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に <u>税務署長の承認が必要</u> 。	○ <u>承認制度を廃止し</u> 、スキャナ保存利用上の事務負担を削減。 (※) 要件違反のスキャナ画像を税法上の保存書類として扱わない(有恕あり)取扱いとする。
②	○ 原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。 ・領収書には <u>受領者が自署</u> ・経理担当者がスキャンする場合は最長約2ヶ月以内にタイムスタンプを付与(営業担当者がスキャンする場合は概ね3営業日以内) ・紙の原本とスキャナ画像とが同一である旨を社内や税理士等が <u>チェック</u> (社内相互牽制・定期検査)	・領収書への <u>自署は廃止</u> ・ <u>タイムスタンプ付与までの期間は最長約2ヶ月以内に統一</u> (電子取引も同様) ・ <u>訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約2ヶ月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化</u> ・紙の原本とスキャナ画像との <u>同一性チェック</u> (社内相互牽制・定期検査)は <u>不要化</u>
③	○ 改正前の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない(例: 定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない)。	○ 要件を大幅に緩和する一方で、 <u>電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税を10%加重</u> (電子取引についても同様)。

≪業務フローのイメージ(一般的な流れ)≫



## (3) 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

【改正前】電子取引に係るデータ保存制度の検索要件

- 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定
- 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定、③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定

【改正後】・①の検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定する

・保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、②③の検索要件を不要とする(電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様)。この場合において保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者等の場合には、全ての検索要件を不要とする。

(注) 上記の改正と併せて、電子取引に係るデータに要件違反があった場合でも、改正前は、電子データを書面で出力して保存することが認められていたが、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引に係るデータの出力書面について、税法上の保存書類として扱わない(有恕あり)こととする。

# 納税管理人制度の拡充（令和3年度改正）

## 【現状と課題】

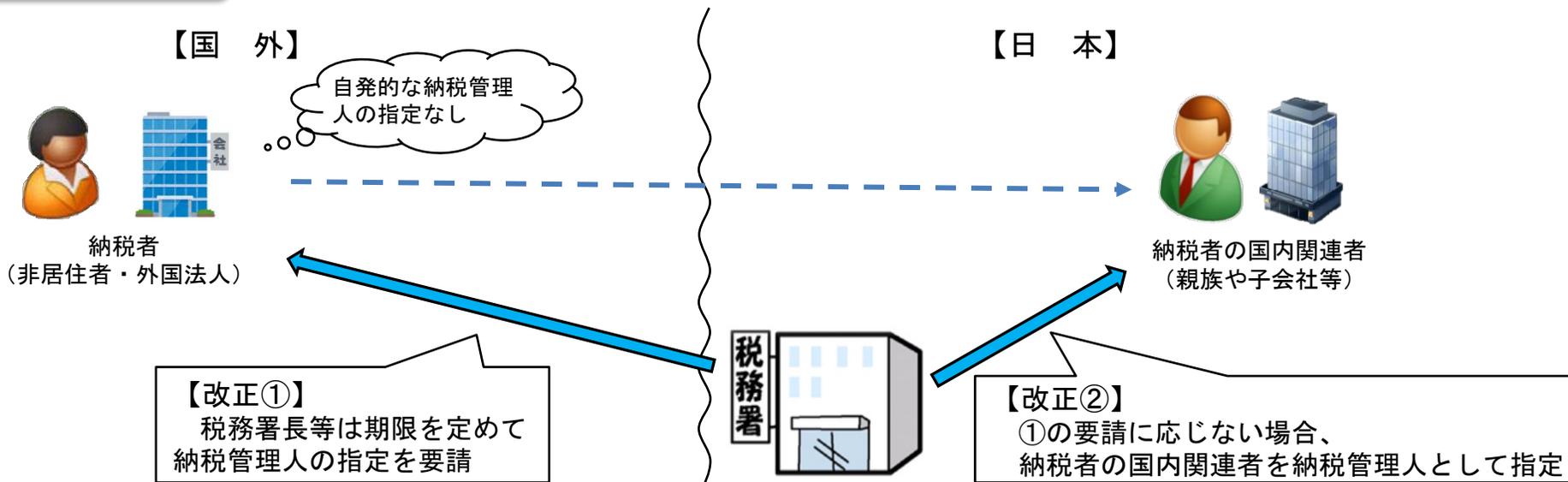
国外に転出する納税者は、「納税申告書の提出その他の国税に関する事項を処理する必要があるとき」は、納税管理人を定め、届け出なければならない旨の義務が定められている。しかし、税務調査や照会文書の発送など、当局側から接触の必要性があるにもかかわらず、納税者が納税管理人を定めない場合には、納税管理人の指定について、当局側に取り得る措置がないため、このような非協力的な納税者に対する税務調査などが困難な場合がある。

## 【改正の内容】

- ① 国外に居住・所在する納税者等に対して税務調査を行う必要が生じた場合には、当局からその納税者に対して指定日までに納税管理人の選定・届出をすることを要請できることとする。
- ② 納税者が①による当局の要請に応じず、指定日までに納税管理人の届出をしない場合には、当局が親族や子会社等の国内に所在する関連者を納税管理人として指定することができることとする。この指定については、納税者及び納税管理人として指定される国内関連者の手続保証の観点から、両者に対して指定の通知を行った上で、両者による不服申立て又は訴訟を可能とする。

(注) 令和4年1月1日以後に行う上記①②の要請について適用。

## 改正後のイメージ



## 無償譲渡等の譲受人等の第二次納税義務の整備(令和3年度改正)

### 改正前

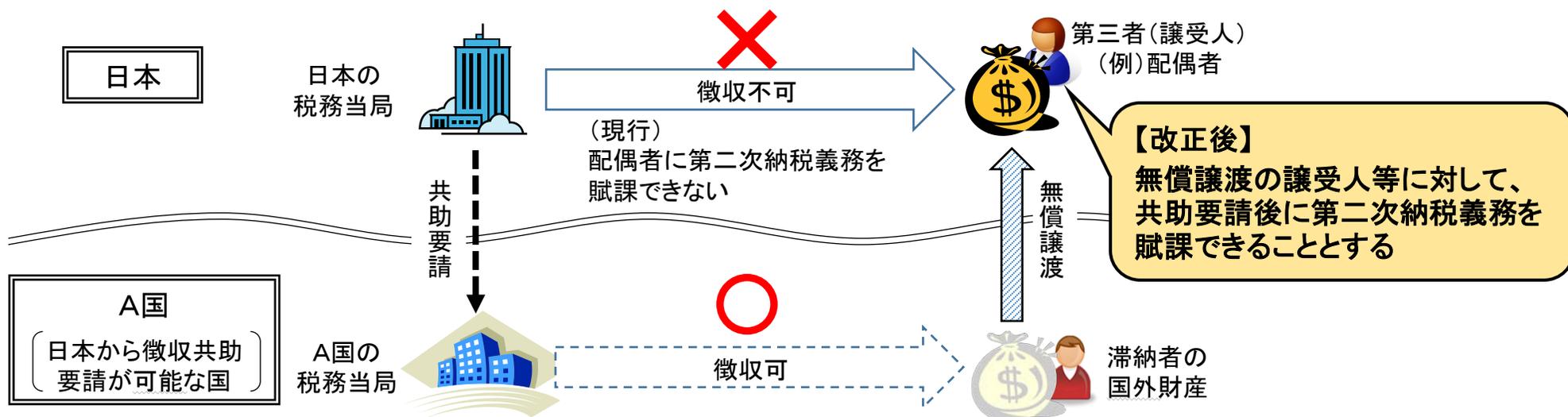
- 滞納国税につき滞納処分を執行してもなお徴収不足となる場合に、その不足が、無償譲渡等(法定納期限の1年前の日以後に行われたものに限る。)に基因するときは、その譲受人等に対し、第二次納税義務を賦課できる。
- しかし、第三者に無償譲渡等した財産が国外財産である場合、その第三者に第二次納税義務を賦課できない\*。  
\* 滞納処分は執行管轄権のない国外財産に執行できないため、その無償譲渡等は徴収不足の基因となり得ず(徴収不足額に影響しない)、第二次納税義務の適用要件を満たさない。

### 改正後

- 徴収共助を要請した滞納国税につき、滞納処分や徴収共助をしてもなお徴収不足となる場合に、その不足が、国外財産の無償譲渡等(法定納期限の1年前の日以後に行われたものに限る。)に基因するときは、その譲受人等に対し、第二次納税義務を賦課できることとする。

(注) 令和4年1月1日以後に滞納となった国税について適用する。

(例) 徴収共助の要請が可能な国に所在する国外財産を、配偶者に無償譲渡したケース



## 滞納処分免脱罪の適用対象の整備(令和3年度改正)

### 改正前

- 滞納処分の執行を免れる目的で財産の隠蔽等をした者には、滞納処分免脱罪の適用がある。  
(参考) 3年以下の懲役もしくは250万円以下の罰金、あるいはこれの併科
- しかし、滞納処分は執行管轄権のある国内財産にのみ可能であるため、国外財産の隠蔽等については、徴収共助\*を免れる目的で行われたとしても、滞納処分免脱罪の適用がない。  
※ 租税条約に基づき、日本の税務当局からの要請を受けて外国税務当局が行う徴収

### 改正後

- 滞納処分免脱罪の対象に、徴収共助の要請による徴収を免れる目的で国外財産の隠蔽等をした者を加える。  
(注) 令和4年1月1日以後にした行為について適用する。

(例) 徴収共助の要請が可能な国に所在する財産を要請不可能な国に移転し、徴収共助逃れを図ったケース

